

沼津市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、平成29年度財政援助団体監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年1月25日

沼津市監査委員 山本倫弘
同 大川正博
同 長田吉信

沼 監 第 6 4 号
平成 30 年 1 月 25 日

沼津市長 大 沼 明 穂 様

沼津市監査委員	山 本 倫 弘
同	大 川 正 博
同	長 田 吉 信

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

補助金名 こいのぼりフェスティバル事業費補助金

所管課名 教育委員会生涯学習課

団体名 こいのぼりフェスティバル実行委員会

3 監査の範囲

平成 28 年度に財政的援助を与えている団体の当該事業に係る収入支出その他の事務の執行状況

4 監査の期間

平成 29 年 10 月 2 日から平成 30 年 1 月 24 日まで

5 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

6 監査の結果

財政援助団体に対する補助金は、交付目的に沿って適正に執行されているものと認められた。また、収入支出及びその他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

こいのぼりフェスティバル実行委員会

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 補助金の名称、金額及び交付目的

こいのぼりフェスティバル事業費補助金 1,570,000円

青年ボランティアが企画から運営までのすべてを行うイベントである「こいのぼりフェスティバル」の開催を支援し、本市における青年リーダーの養成や青年のボランティア精神醸成等、本市青年教育の推進を図ることを目的とするこいのぼりフェスティバル実行委員会に対して、事業費の一部を補助金として交付するもの。

3 補助金の執行状況

補助金の収入状況等は以下のとおりであり、執行は適正であると認められた。

(1) 補助金の収入状況

収入年月日	収入金額	口座名義人
平成28年4月22日	1,570,000円	こいのぼりフェスティバル実行委員会 委員長 川野絵美

(2) 補助事業における団体の収支決算状況

事業名	収入合計	支出合計	収支差引額
こいのぼりフェスティバル事業	1,738,541円	1,703,985円	34,556円

収入の主なものは補助金であり、収入全体の90.3%を占めている。

支出における主なものは支柱設置委託費637,200円、イベント開催に伴う諸経費としての事業費317,399円、警備委託費315,900円である。

4 事業の執行状況

こいのぼりフェスティバル実行委員会は、平成24年度まで市が沼津市青年教育振興協議会に開催業務を委託していたこいのぼりフェスティバルについて、開催主体を実行委員会とすることで組織の役割を明確にするとともに円滑な運営が図られるよう、平成25年4月1日に設立された、本市に在住・在勤する青年ボランティアで構成されている団体である。

こいのぼりフェスティバルは、昭和60年に国際青年年の記念行事として初めて開催され、第32回となる平成28年は、4月24日から5月5日までの12日間、港口公園を会場に大小合わせ約500匹のこいのぼりを掲揚し、5月3日から5月5日までの3日間は、手作りこいのぼりや掲揚体験、各種創作や遊びのブースの設置等、親子のふれあいをテーマとしたイベントを実施した。開催期間中は延べ約25,500人が来場した。

こいのぼりフェスティバル事業は、青年ボランティアによる企画から運営までを通じた様々な経験により、青年リーダーの養成や青年のボランティア精神醸成が図られ、社会貢献の礎が築かれるとともに、伝統文化の継承、中心市街地の賑わい創出に寄与

するものとして、今後も期待される事業である。補助金については、有効に活用されていると判断されるが、会計事務等の適正化を図るため、指摘事項及び留意事項を以下に述べる。

(1) 指摘事項

① 会計事務の適正化について

本実行委員会の事務局は、所管課が担当しているにもかかわらず、以下の不適切な会計事務が確認された。早急に事務手続を改善するとともに、補助金が市民からの税金を主な財源としていることに鑑み、関係者を含めた意識改善を図りたい。

ア 物品等の購入時、領収書のみ確認により、実行委員会の口座から支出をしていたことが確認された。

支出事務の適正化を図るため、事前に支出行為について実行委員長等の決裁を受けるとともに、購入後に物品等の検収及び領収書の確認を徹底されたい。

イ 協賛金の取扱いについて、領収書は発行したものの受領日が明確でなく、また、現金についても数日間、金庫にて保管していたことが確認された。

収入事務の適正化を図るため、複写式の領収書にするなど受領日を明確にするとともに、受領した現金は、安全面から金融機関へ速やかに入金されたい。

(2) 留意事項

① 補助金交付目的の明確化について

こいのぼりフェスティバル事業に対する補助金については、沼津市青少年健全育成事業補助金交付要綱上、「青少年の健全育成の推進」が交付目的とされており、こいのぼりフェスティバル開催期間外におけるPRを目的としたボランティア活動についても対象事業としている現状を含め、補助金交付目的が必ずしも明確であるとはいえない。

補助金交付の必要性及び期待する事業効果を明確にするため、対象事業の明確化を図られたい。

② 事業年度の適正化について

こいのぼりフェスティバルは4月下旬から5月初旬の開催であるが、当年度予算において、次年度開催におけるチラシ作成等のPR活動やイベントに使用するポール（竹）、手作りこいのぼり用の生地等を購入していることが確認された。開催経費のほとんどを市補助金で賄っている本事業について、補助金の一部を次年度開催に充てることに疑義が生じる。

補助対象経費に係る事業年度の適正化を図られたい。

③ 予算作成の適正化について

決算書において、多くの科目で予算額とのかい離が確認された。科目を含めた見直しを行うとともに事業計画に沿ったより明確な算出根拠のもと予算作成を行うよう努められたい。